

## 令和3年第6回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年12月16日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第50号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第9 議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第10 議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 報告第14号 専決処分の報告について（水路への転落事故に係る損害賠償）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

---

### 欠席議員（1名）

15番 上谷政明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	大 野 一 彦
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	久 富 和 浩
企 画 部 長	洞 口 博 行	市 民 環 境 部 長	村 澤 勲
健 康 福 祉 部 長	高 橋 誠	産 業 建 設 部 長	原 誠
林 政 部 長	饗 場 昌 彦	上 下 水 道 部 長	翠 直 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 長	青 山 英 治	会 計 管 理 者	谷 口 博 文

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	内 藤 睦 雄	議 会 書 記	大 久 保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

---

## 開議の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

初めに、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

### ○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

12月9日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件、協議案件5件の審査を行いました。

審査協議の前に、現地視察として市道認定路線2か所と、（仮称）本巣PA公園事業及び山口頭首工整備事業の工事現場並びにJA岐阜直売所山県ばすけっとの視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、産業建設部関係の付託案件である議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例について、議案第50号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第53号 市道路線の認定についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第54号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第9号）のうち、産業建設部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、織部展示館の改修目的である体験型観光によるインバウンドを含めた観光客の誘致について、具体的にどのように進めていくのか。織部展示館の利用状況はなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の協議案件4件について協議を行いました。

議案第54号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第9号）のうち、上下水道部に属する予算についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、上下水道事業の3会計について、黒字ですか、赤字ですか、3会計の赤字の解消案はありますか、例えば、水道施設を利用した発電などは検討できないですかなどの質疑がありました。

次に、議案第56号 令和3年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての

協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からは、収益的支出で漏水等修繕費を2,600万円計上されていますが、今定例会のタイミングで上程された理由は。この修繕費の前年度の決算額と補正後の金額はなどの質疑がありました。

次に、議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についての協議では、執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

#### ○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

12月13日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長及び所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件と協議案件4件の審査、協議を行いました。

審査、協議の前に、現地視察として（仮称）根尾学園整備事業の工事現場の視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、市民環境部関係の付託案件である議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）のうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての協議では、執行部からの補足説明の後、質疑を行ったところ、委員からは、新型コロナウイルスワクチン接種について、根尾診療所と本巢診療所で接種された人数はなどの質問がありました。

続いて、健康福祉部関係の協議案件である議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）のうち、健康福祉部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、協議に入りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、教育委員会関係の付託案件である議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明の後、協議に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 議案第47号及び日程第3 議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第2、議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第47号及び議案第48号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、国民健康保険に係る本市での出生数はとの質問があり、執行部から、出生数は、令和3年11月までが7件、令和2年度が15件、令和元年度が19件ですとの答弁がありました。

出産育児一時金については、世帯主に支払われるのですかととの質問があり、執行部から、国民健康保険は世帯主が加入することとなるため、一時金も世帯主に払うことになっていますが、出産育児一時金につきましては、通常は直接医療機関へ支払っていますとの答弁がありました。

国民健康保険法施行令第36条の内容はとの質問があり、執行部から、出産育児一時金40万8,000円に産科医療補償制度により被保険者が追加的に費用が必要となる場合は、3万円を超えない範囲で加算するものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明後、質疑を行ったところ、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告といたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第47号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

それでは、お尋ねいたします。

議案第48号については……。

○議長（黒田芳弘君）

すみません、今、議案47号です。

○11番（鏑本規之君）

47号と48号一緒にやったような気がするんですが。

○議長（黒田芳弘君）

まずは、今の扱いは47号でありますので。

○11番（鏑本規之君）

分かりました。

○議長（黒田芳弘君）

すみません。47号はいいですね。

今、47号、委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員会委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第48号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

それでは、お尋ねをいたします。

今、委員長からの報告によりますと、この48号については、委員から報告すべき質問がなかった等々のことでありますけれども、私は、勉強不足かよく分かりませんのでお伺いをするわけでありまして、この条例改正の中で新たな文章が書き加えられています。その文章においては、基礎課税額というあまり聞き慣れない言葉が書かれています。この基礎課税額について、どのような説明があったのか、また、このことについてはどういうことなのかお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

委員長 今枝和子君。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

執行部からの説明では、基礎課税額につきましては、課税の種類には3種類があるというお話で、医療、後期高齢者、介護の3種類があるというふうに説明を受けました。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

3つのものがあるということは、これはある程度承知をしておるわけでありまして。

今まで課税のこの条例の中に、基礎という文章が記載をされていなかった。今回はそのことが記載をされる根拠となるもの、どうしてこれを入れなければいけないのか、今までなかったものを入れなければいけない理由が分からないわけでありまして。

この金額を、基礎課税額というものを入れなければいけない理由、また、改正する前の文章の中でずうっと読んでみますと、そんなに変わりがない。この言葉が入っているだけのように思われるわけでありまして。あえてこの基礎課税額を条例改正の中に入れなければいけない理由等々について、執行部からの説明等々、また理由等々があったのか否か、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

委員長 今枝和子君。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

そのような説明はございませんでしたが、改正内容に、見出しの規定を明確にするものというふうに書いてありますので、それで承知をしておりました。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

**○11番（鏑本規之君）**

委員長報告等々の中において、この条例の改正をする意義と目的が明確に書かれていません。条例を改正する内容についての大きな問題がない限り、今までの条例をよしとしないということになるわけであります。この条例を改正するに当たっての明確な理由等々が示されていません。

条例改正、一字、字を変えるごとに、市民からいただいた税金が、文章を変えるばかりに一字ずつ幾らというふうな経費として出されるわけであります。何ら前の条例で問題がないとするなら、わざわざ変える必要がないとの思いがありますので、私はこの条例改正については、する必要を見いだせないという思いを感じておりますので、議員各位におかれましては、よく検討の上、私は反対の立場で反対討論に参加をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

賛成多数です。御着席ください。したがって、議案第48号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

**日程第4 議案第49号及び日程第5 議案第50号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第4、議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第50号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第49号及び議案第50号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

**○産業建設委員会委員長（高田浩視君）**

議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、条例が改正されるとバーベキューハウスは夜間の使用ができなくなります。利用の需要はあるようですので、もう少し柔軟に利用制限の方法等を検討できませんかとの質疑に、執行部から、行政改革等で経費削減が求められる中、営業時間等を検討した結果、夜間の利用を廃止することとしたものととの答弁がありました。

バーベキューハウスの利用実績はとの質疑に、執行部から、平成30年度の実績では、利用者の総数は9,000人で、うち夜間の利用者は1,600人で、率にしますと18%でした。また、令和2年度の夜間の実績は239名でしたとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第50号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、水鳥住宅の譲渡について、入居する方々の意向は確認していますかとの質疑に、執行部から、公営住宅等長寿命化計画及び公共施設再配置計画では、入居者の定住意向を確認し、長期的には入居者に譲渡処分する方針であることから、本年1月に入居する全6世帯にアンケートを実施し、4世帯が譲渡を希望され、1世帯が検討中という回答をいただいておりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

**○14番（道下和茂君）**

9,000人ほど利用されており、夜間は1,600人ぐらいですかね、それに伴い、夜間の時間を短くするというところでございますが、市内には、ほかにも文殊の森にもバーベキューハウスがあったかと思うんですが、ここの時間の整合性を取るような質問はございませんでしたか。

**○議長（黒田芳弘君）**

委員長 高田浩視君。

**○産業建設委員会委員長（高田浩視君）**

執行部からの御説明は、経費削減を求め中、人件費等を含めて営業時間を検討した結果ということで、以上の説明はありましたが、そのような説明、質疑はありませんでした。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回の条例改正は、農林業実習センターにあるバーベキューハウスの午後5時からの夜間使用を廃止するということですが、その大きな要因としては、施設を管理する管理者がいないということだという説明がありました。

しかし、同じセンター内にある陶芸の館、こちらは夜間も管理人がいて営業されるということです。この管理人、バーベキューハウスとの兼務も可能なことから、なぜバーベキューハウスだけ夜間使用廃止となるのか、その理由が明確ではありません。

また、文殊の森にもバーベキューテラスがあります。こちらは夜間も使用できて、管理者もシルバー人材センターに委託できているとのこと。柿の里も同じような管理体制を取り入れるとか、営業時間を見直すとかの、そういう検討がされていません。また、これからもずっと管理者が確保できないとは限りませんし、コロナ前は結構市内外から人気があったのに、市民や利用者の声も聞かれていません。

ですが、今回条例改正されてしまうと、たとえ夜間の管理者が確保できても使用することは不可能になります。まずは、第5条にある市長が特別に必要があると認めるときは変更することができるとの条項を適用して、管理者が確保できるまで夜間の使用を休止するべきで、今回条例改正して将来的な使用の可能性をなくすべきではないと思います。

よって、今回の条例改正は時期尚早であり、十分な検討もされていないことから、反対します。よろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

それでは、反対の討論がありましたので、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

委員長報告、また執行部の報告にもありましたように、夜間の利用者の数が年間を通して270名

前後というふうに記憶をしております。1日に換算をすれば1名ということになります。1名の方が利用するために、市民からいただいた大切なお金を人件費として使うことについては、多くの市民から負託を受けた議員としては、到底容認のできることではありません。

また、他に夜間使用できるバーベキューハウス等々もあります。ジビエのところにおいては、バーベキューハウス、いつでも利用できるようになっております。本巢において、夜間バーベキューができないということであるなら少し考えなければいけないこともあるかと思えますけれども、今の本巢市においては、多くのところにそういう施設があります。

よって、今回の条例改正においては、人数がいかにも少ない、また、職員の確保においても非常に難しいということの説明の中において、何らこの条例改正について反対する目的がありませんので、私はこの条例に対し、賛成をいたします。

議員各位におかれましては、よく検討していただき、私の賛成討論に賛成していただくことを切にお願いをし、賛成討論とさせていただきます。終わります。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第49号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第50号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第50号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

**日程第6 議案第51号及び日程第7 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第6、議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第51号及び議案第52号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

**○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）**

議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、どこの事業所でもよいのかとの質問があり、執行部から、本事業に該当する施設等につきましては、認可された保育所等となりますので、どこでもいいわけではありませんとの答弁がありました。

本巢市内に認可された施設はありますかとの質問があり、執行部から、本巢市内にある施設は公立施設のみで、認可された施設はありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第51号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員会委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第52号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

## 日程第8 議案第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第53号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第53号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

### ○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

議案第53号 市道路線の認定についての審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第53号 市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

日程第9 議案第54号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

予算書の歳出15ページの款02、項01総務管理費、目06の企画費91万2,000円についてでございますが、これは、栃木県下野市と友好都市災害時相互応援協定を締結するために、往訪と締結式を行うための特別旅費が91万2,000円計上されております。

淡墨桜のつなぐ縁で両市が恒久的な友好関係を構築されることは、以前私も一般質問をいたしました。複数の団体と締結する考えを市長にお聞きをいたしました。そのとき市長も、さくらサミット加盟市町からも共同宣言を行ったらどうかという話もありますし、東海市にも桜の苗木をお持ちしたときも、市長さんから淡墨桜を縁として一緒にどうかという話もあります。淡墨桜の苗木は全

国に散らばっております。そうした桜が現在も残っており、また大きくなっているところもあります。そうしたところとも結んでいきたい。災害時だけでなくいろんな交流もできればやれる方向で考えていきたいと御答弁をされております。

私もその考えには賛同し、今回の締結には賛成をするものでございますが、しかし、今回91万2,000円の特別旅費が予算計上されております。先般、下野市から市長、議長さんや観光協会長、商工会長さんが本市を表敬訪問されたと聞いております。当然、往訪の儀礼は必要でございますし、本市では、市長、議長が下野市へ行かれることをお聞きいたしております。1月18日の往訪、また3月20日の調印式には、どのようなメンバー構成で臨まれる予定でございますか、お聞きをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質疑に対する答弁を企画部長に求めます。

洞口企画部長。

**○企画部長（洞口博行君）**

それでは、お答えさせていただきます。

まず、1月18日でございますが、市からは市長、教育長、あと関係職員、また、議会のほうといたしまして議長、副議長、それから観光協会、商工会でございます。

3月20日でございますが、この日は午前中に協定の締結式が行われるような予定で今進んでおりますので、前の日からということで19、20日で予定をしておりますが、この日につきましては、市長、それから議会のほうから議長、副議長、教育長、関係職員ということで予算計上をさせていただいているところでございます。以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

**○14番（道下和茂君）**

今お聞きしましたが、メンバー構成は分かりました。確かに遠方でもあり、費用もかかります。商工会長、観光協会長などはやはり商工や観光の本市の代表でございます。また、執行機関の職員も、これから災害や観光、市民交流としてそれぞれの立場で参加が大いに必要なことでございますが、しかし、議会の代表は議長でございますし、副議長は議長の代理でございます。

今回、副議長が同行されるようでございますが、先方からは副議長は来訪されていないと聞いております。こうした場合、本市では、前例もなく同行される理由がないのではないかと私は思います。また市民から税金の無駄遣いともされることも考えられます。

よって、これから同行者を決めるのであれば、その点については慎重な判断をされるようお願いをいたしておきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

答弁はよろしいですね。  
ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今回の補正予算について、記載をされていないこともあります。そのことについてお尋ねをいたします。

先ほどの全協の中において、子どもに対する5万円の給付というものがありました。これは専決処分ということで5万円を認めたわけでありますけれども、新たにまた5万円を追加して、10万円を一括、24日に払うというような説明がありました。

その中において、新たな財源確保等々をすることもなしというような説明がありました。今回、どのような形で10万円の、子どもに対する24日の給付を行うのか、また財源的には、本巢には特別な会計ありません。どのようなところのお金を流用して、18歳以下の子どもたちに24日に支払いをするのかお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの鏑本議員の質問につきましては、本補正予算（第9号）について記載がございませんので、質問としては認めることはできません。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

記載がされていないから、なぜ記載がされていないかという理由をお尋ねしているわけでありませぬ。

○議長（黒田芳弘君）

あくまでも、補正予算、提案されたものに対する質疑でございますので、内容について質疑を変えてください。

○11番（鏑本規之君）

了解いたしました。

それでは、記載をされていることについてお伺いをいたします。

今回の補正予算の中で、土地の購入費という形で5,690万円余りが減額をされています。これは、合併特例債を使うということが前提の中で、庁舎を1万坪買うという予算の中から、残念ながら地主の方の了解が得られないということで、やむなく減額せざるを得ないというふうな説明の中で、改めてお伺いをするわけでありませぬ。

この1万坪の土地を庁舎の予定地として購入をするということについては、当初、この新しい庁舎をどこに造るかということから始まりました。そして、有識者と言われる学識経験者と言われる、名前はあまり記憶していませんけれども、岐阜大学の教授と4人でまず最初に議論をしたか

と思っております。そして、その大学の教授の提言として、本巢市の人口の中心地を新しい新庁舎の場所にするということが望ましいという提言を市長さんがいただきまして、そのことを基本として、議員4名が入る、正式な名称も忘れましたが、庁舎検討特別委員会だったか庁舎有識者会議だったか、あまりよく記憶しておりませんが、議員から4人の議員が代表として選ばれました。その4人は、上谷議員、そして瀬川議員、そして私、河村議員の4名でありました。この委員会の中で何度も何度も協議をし、そして最終的にはA案、B案という形で、これもA案、B案というのは私が決めた名称でありますけれども、303号線よりも北にするのか南にするのかという議論になったわけであります。

そしてその協議の中で、庁舎の土地というものはどの程度必要かということも議論がされ、最低でも7,000坪、8,000坪は要りますよということが企画部長のほうから出されました。それなら広く取ったほうがいいのではないのかという議論の中において、多くの委員の方たちからいろんな説明を受けて納得をしていただきながら、結果として1万坪という面積が決定をされたわけであります。

そして、場所をどこにするかということは、最終的に1万坪の土地を確保されるということが大前提で委員会で協議をしたわけであります。この委員会は、地権者との利害関係も絡むということで、とことん絞ってはいきました。番地と場所等も、最終的にはこの委員会で決定をされたわけでありますけれども、今言われている削減をされた面積のところ決定をしたわけであります。

これはもう番地から地主さんから全て分かっておりましたけれども、その委員会からの最終報告ということは、利害関係が絡むことによって場所が特定をできないようにという形を取りまして、市長さんに報告という形で、提言という形でなされました。けれどもその委員会においては、もう場所も全て分かっていた。面積もここということが分かっている中で、市長さんが改めて3月議会でそれを提出したわけであります。

また、その中において、場所がどこにするかということは、条例の改正等々問題がありまして、議員の3分の2以上の同意が必要ということで、議員の意見を聞きながら、最終的には今のところに決定をしたわけでありますけれども、その決定をされる前に測量の予算等々が組まれました。組まれたけれども、場所が決まらない限り測量ができない、これは当たり前のことであります。けれども、内々的にはどこの場所ということが分かっていたけれども、そのことを議会の中で3分の2以上の同意を得る前に入札が行われ、そして測量が行われたことが議会の中で発覚をし、討論、いろんな問題がそこの中で語られたわけであります。

結果においては、反対者、賛成者、いろんな意見がありましたけれども、ルールの観点においては、測量の実施をしてはいけないけれども、その1万坪のところをきちんと測量をしたわけであります。これは、議会軽視に甚だしいということが言えるわけであります。

そこで1万坪を買うことを大前提として、場所も定められて測量を行ったわけでありますけれども、どういうわけか知りませんが、今回1万坪から約1,000坪の土地購入費が削減をされた。執行部からの説明によりますと、地主さんが分けてもらえないということになっているわけであります。けれども、私たちが議論をしたときにおいては、また当然、議員から選ばれ、庁舎の位

置を決定する責任を負わされている議員として、また、執行部に対しても、その土地はAにしてもBにしても地主さんは快く分けていただけるのかということ聞いたところ、分けていただけますと、正式ではありませんがということで、分けてもらえるということで大前提で協議してきたわけであります。

にもかかわらず、今回9,000坪と、5,000万円強の削減ということになれば、合併特例債を使えないということになるわけであります。ほかのところを使うということは別として、今回のことに関していえば、合併特例債が使えないということは、市の一般財源じゃない3,500万円近くのお金が、国から面倒見てもらえるものが見てもらえなくなったということであります。非常に市民にとってもマイナスのことになるわけであります。

先ほども述べたように、今回、削減をするということは決定をしておるわけでありますけれども、提案されているわけでありますけれども、この一連の流れの中において、指導的立場であった企画部が行ってきたわけであります。当然、予算執行に対しての測量もあるわけであります。この市民に対して大きな損失を課せる結果になったことについて、今副市長をしておられる大野部長においても、また入札の権限を有する大野副市長においても、ただの一遍も反省の弁がなされていない中において、今回5,000万円強の削減というものが出されたわけであります。出された中においても、そういうことについての反省の弁等々がありませんでした。結果としては、さきの企画部長は、責任を取ったような形で、今新しい企画部長がそこに座っているわけでありますけれども……。

〔「総務部長ね」と呼ぶ者あり〕

総務部長でありますけれども、非常に市民に余分な負担、また疑惑等々招いた結果において、今回、出されたことについて答弁が何もないということでありますので、改めて、何か思うことがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑について、副市長に答弁を求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

庁舎の位置が議員の皆様3分の2以上の賛成をもって決定をするという前に、土地の測量がスタートしたということについては、過去において、もう十分経緯等を御説明する中で、時期尚早であったということを含めて配慮が足りなかったと、これはもう再三、何遍もお断りをするのは当然のことかとは思いますが、これは御説明をする中でお話をさせていただいたことかというふうに思っております。

それともう一点、合併特例債がある意味使えなく、損害を与えたんじゃないかというお話ですが、やっぱり必要なところについて必要な手当をするということでございまして、結果として私どもが皆様の決議の下に予算を計上させていただいた中で、地権者と当たって、やむを得ず、要はお譲りできないということで、地権者の方がもう本当に自らこの庁舎へお越しをいただいて丁

重にお断りをされた。これはやはり、私ども職員が地権者のほうへ出向いてしっかりと説明した形が、この庁舎へわざわざお越しをいただいて、そういったお断りをされたということにもなるのかと思います。そうした中で、やむを得ず提案をさせていただいたんですが、こういった整備の時期を踏まえて、庁舎の敷地を確定する、整備をこういう形でしていくという方向性を示す期限も限られておりました中で決定をして、今、市庁舎整備として必要な土地の購入費、またそれに伴う実設計委託料、これを今回減額させていただいたということで、それに伴う合併特例債の減額も併せて御提案をさせていただいたところでございます。

こういったことで、この庁舎が整備に当たる現在に至るまでに、私も当時企画部の部長として、また現在副市長という職を仰せつかっておるわけでございますけれども、その間、本当にいろんなことで手続的に不備があった、また配慮が足りなかった、いろんなことで本当に御迷惑をかけたことに対しましては、深く反省をいたしております。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

#### ○11番（鏑本規之君）

今の答弁の中に、地主さんが改めて土地は売りませんと来たという話でありますけれども、当初、私たちが入っていた委員会の中においては、買ってもらえればありがたいですよということで、できたら私のところに来るよということ、何とかありませんかというような形を、いろんな市民の議員からもあれがあって、結果としてそこに決まったわけでありまして。ですので、丁重に断られたというのには何かの原因があったらというふうには推測するわけでありまして。

また、私たちが入っていた4人の議員の委員会の中においては、今答弁をされた副市長においては、担当者であった当時において、代表であった河村議員から砂利の採掘地はないであろうなど、そういうところは極力避けるということが委員会の中で語られ、そして議論をしてきたわけでありまして。けれども、今回の予算の中においても、砂利の採掘をした土地を買うことになった。当初に、あそこに砂利の採掘したところがあったという報告があれば、流れとしてはどういう形になったか分かりません。砂利の採掘地においては、当初から市の予定地としては省くということが暗黙の了解の中で語られてきたわけでありまして。けれども、結果としては砂利の採掘地もある。ただ、藤原市長においては、必要な土地においては砂利採掘地も買いますよと、必要ということになる。

今の答弁の中においては、9,000坪になった、これは必要なところを買うという言い方でありました。ならば、最初の1万坪の提示の1,000坪はもともと余分な土地だったというふうには解釈できるわけでありまして。ならば、最初から9,000坪の予算にしておけば何ら問題がなかったかというふうには思っておるわけでありまして。

議員の中においては、1万坪を買いなさいと、駐車場の確保ができないから1万坪の広さを何とか確保するよということ、議員からも提案が出ておるわけでありまして。そのことについて、

何ら後の対策、また、9,000坪にすれば駐車場の確保はどうするかということについての説明もない中において、地主が売ってくれないから、はい、5,000万削除しますよということについては、どうも説明不足のような気がいたします。改めてそのことについてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問について、副市長に答弁を求めます。

○副市長（大野一彦君）

この時期に減額をするということでございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、私どもとしては令和5年度末の完成を目指す中で、スケジュールからいって、事業用地をやっぱりここで確定をして、それで整備に当たっていくという中で、当初は1万坪を購入するというところで、再度御提案をする中で努力をしてみましたが、この決断をする時期に当たって、その時期がやはり最善の必要とする面積、土地だという判断の下に決定をして、それに伴って、今回結果として不用となる予算を今回補正として減額をさせていただくということでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

ただいまの説明の中で、非常に納得のできかねる、また、多くの市民から負託を受けた議員としては納得ができないところから、反対の立場から反対討論をさせていただきます。

今回の5,600万円の土地購入費削減については、やむを得ずということになっております。このやむを得ずということは、仕方がないことであります。言えないこともあるだろうというふうに思っておりますけれども、必要な土地という言い方をされますと、3月議会で、市長さんが提案理由等々の中で、また1万坪を提示した、その中でいろんな議論の中、また堀部議員の一般質問等々の中、また質疑の中においても、余分な土地、要らない土地は買わないという、そういう討論の中においても、要らない土地はないんですよというような答弁でありました。

今話を聞いていますと、必要な土地以外の土地は要らない土地なんだと、最初から必要ない土地というふうに解釈するわけでありますので、今回の5,000万弱の土地購入費削減については、今までの流れの中の答弁等々において整合性を欠けている。もしこれをよしとして、必要な土地は9,000坪であるから5,000万円を削減するということになれば、市長さんの当初の説明からも矛盾をしておることになります。やむを得ない事情が明確に語られていない、また、副市長においては、

今までの経緯の中において、結果としてこれが決定するまでの経緯の中において、私としては納得のできない説明等々、偽り等々が多々あったことについて、決定をする中において削減されることにおいては到底容認できることではありませんので、担当者の反省の弁がないということをもって、反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よく考えて反対の討論に賛成していただくことを切にお願いをして、私の反対討論とします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま、反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

〔発言する者あり〕

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

日程第10 議案第55号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

日程第11 議案第56号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

日程第12 議案第57号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正

予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### 日程第13 議案第58号（質疑・討論・採決）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第13、議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### 日程第14 報告第14号（上程・説明）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第14、報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案につきまして御説明申し上げたいと思います。

報告第14号 専決処分の報告について（水路への転落事故に係る損害賠償）でございます。

令和3年11月2日に本巢市政田地内の市道真正2188号線において発生した事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

報告第14号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、報告第14号 専決処分の報告につきまして補足説明をいたします。

お手数でございますが、追加議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

相手方につきましては、本巢市郡府94番地、棚橋永翔、親権者 棚橋良彦氏でございます。

事故の概要といたしましては、相手方は令和3年11月2日午後6時頃、市道真正2188号線の南側路側帯（水路のコンクリート蓋設置箇所）を自転車で西進していたところ、本巢市政田1137番地先の開水路に変わる箇所で、夜間であったことから段差80センチの開水路に気づかず水路に転落し、頭部を損傷したものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、その他の債権債務がないことを相互に確認しております。

損害賠償金額は、15万6,246円。ただし賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

過失割合につきましては、本市の管理する市道の南側路側帯水路のコンクリート蓋設置箇所から開水路に変わる箇所について転落の危険があり、道路管理に瑕疵があったこと、また、運転者には本来運転中の高度な前方注意義務が求められるが、夜間で転落危険箇所を視認することは通常よりも困難であったことは否めないため、全国町村会総合賠償補償保険の幹事会社の専門的な判断の判例によりまして、過失割合は市側6割となりました。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で報告を終わります。

---

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第6回本巢市議会定例会を閉会といたします。

23日間にわたり、大変お疲れさまでした。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 高 橋 時 男

署 名 議 員 高 橋 勇 樹